

前払輸入保険の引受方針について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089

沿革 令和2年4月28日 一部改正

前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。

記

1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等

- ① 前払金（約款第2条に定めるものをいう。以下同じ。）の額が200億円を超える前払輸入契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。
- ② 公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない前払輸入契約については、保険契約を締結しないこととする。
- ③ この規程に適合しない場合であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した前払輸入契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす前払輸入契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。
- ④ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払輸入契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上事故管理区分Bに格付されている場合は、保険契約を締結しないこととする。
- ⑤ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号又は第10号の事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者に限るものとする。
- ⑥ 前払輸入契約の相手方が複数の場合であつて、前払輸入契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、前払輸入契約の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付によるものとする。

2 前払金の上限額

- ① 一保険契約における前払金の額（保険価額）は原則として100万円以上とし、前払金の上限額は、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方（上記1⑤にあっては前払金の返還義務を負う者、上記1⑥にあっては信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付の者とする。以下同じ。）の名簿の格付により下表のとおりとする。

前払金の上限額		
与信管理区分	非常事由	信用事由
G、E E、E A	200億円	200億円
E M	10億円	---
E F、E C、P	2億円	---

- ② 上記①の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払輸入契約にかかる前払金の上限額は、原則として、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方の名簿の格付により下表のとおりとする。ただし、前払輸入契約の相手方がE F格の場合は、非常事由又は信用事由のいずれも、原則として、日本貿易保険が別に定める与信枠を超えないものとする。

前払金の上限額		
与信管理区分	非常事由	信用事由
G、E E、E A	200億円	200億円
E M	10億円	10億円
E F	10億円	10億円
E C、P	2億円	---

3 ユーザンス制限

- ① ユーザンス（前払予定日又は実際の前払日のうちいずれか遅い日から前払金の返還期限までをいう。以下同じ。）の期間は、原則として、2年未満とする。
- ② 上記①の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払輸入契約であって、前払輸入契約の相手方がE M格又はE F格の場合のユーザンスの期間は、原則として、6月以内とする。なお、ユーザンスの期間が6月を超える場合であっても、2年は超えないものとする。

4 国別引受制限

相手国、船積国又は輸出国により国別引受制限を次のとおりとする。

① 引受停止国

次表に掲げる国又は地域が相手国、船積国又は輸出国となる前払輸入契約については、保険契約を締結しない。

アフガニスタン	イエメン	イラク
エリトリア	北朝鮮	キプロス北部トルコ占領地域
キューバ	ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国	シリア
ソマリア	中央アフリカ共和国	ハイチ
ベネズエラ	南スーダン共和国	リビア

② 条件付引受国

前払輸入契約における相手国、船積国又は輸出国がイランである場合、保険契約の申込時において、前払輸入契約について取引銀行による前払金の返還その他資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険契約を締結するものとする。

附 則 [抄]

附 則 [令和2年4月28日]

この改正は、令和2年5月8日から実施する。